

民間提案募集要項

令和7年10月

碧南市

1. 募集の趣旨

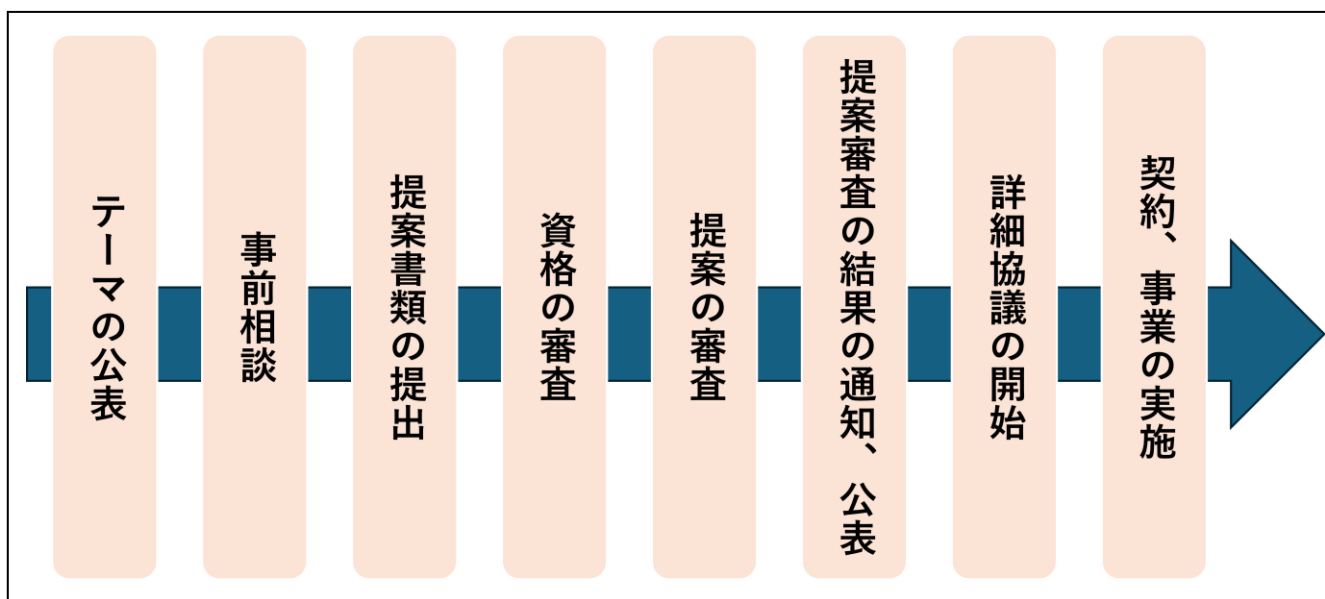
本要項は、「碧南市民間提案制度（以下「本制度」という。）」の実施にあたり基本的な事項を定めた「碧南市民間提案制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、本市が提案を求めるテーマや募集方法、募集期間等、事業者募集にかかる必要な事項を定めるものです。

2. 制度の概要

本制度は、本市が設定したテーマについて、社会課題の解決や財政負担軽減、歳入確保等を目的として、民間事業者等の自由な発想による創意工夫やノウハウ等を活かした提案を幅広く募集し、提案者との対話を重ねながら事業化を目指します。提案にあたっては原則、新たな市の財政負担が生じないことを前提とします。

また、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方として選定します。ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされませんのでご注意ください。

3. 事業化までの流れ



本制度における事業化までの手続きは、「テーマの公表」「事前相談」「提案書類の提出」「資格の審査」「提案の審査」「提案審査の結果の通知、公表」「詳細協議の開始」「契約、事業の実施」の流れとなります。それぞれの詳細については本募集要項及びガイドラインをご確認ください。

4. スケジュール

テーマの公表から事業の実施までは次の日程で行います。各項目における期間についてご確認の上、手続き等を進めてください。

	項目	期日等
1	テーマの公表	令和7年10月15日（水）
2	事前相談及び提案書類の提出	令和7年10月15日（水）から 令和8年1月19日（月）
3	資格の審査	令和8年1月20日（火）から 令和8年1月30日（金）
4	提案の審査 （審査委員会にてプレゼンの実施）	令和8年2月下旬（予定） ※ただし予算化を伴う提案等については令和8年3月上旬（予定）
5	提案審査結果の通知、公表	審査委員会から2週間以内
6	詳細協議の開始	提案審査結果の通知後
7	契約、事業の実施	詳細協議がまとまり次第

5. 募集するテーマ

テーマ1 市の婚姻数を増加させるための提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）
本市では、少子化が課題となっており、その要因の一つとして婚姻数の減少が挙げられています。出産や子育ての前提となる「結婚」への支援を強化し、成婚数の増加を図ることは、少子化対策の第一歩であり重要な取り組みです。 しかしながら、現在のところ市として有効な婚姻促進施策が十分に実施できておらず、官民連携の新たなアイデアや手法が求められています。そこで本市では、民間事業者等の柔軟な発想とノウハウを活かし、市の婚姻数増加に資する新たな提案を募集することとします。
(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）
ア 出会いの機会の創出（イベント、マッチングアプリとの連携等） イ 結婚に対する心理的・経済的ハードルの解消 ウ 若年層への啓発や結婚観の醸成 エ 地域資源や地元企業等を活かした取組 オ 成婚までの継続的なサポート体制の構築 ※上記は一例であり、その他自由な発想による提案も歓迎します。
(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）
無
(4) 事業期間
原則3年以内
(5) 提供できる関連資料
要相談

テーマ2 市等遊休地への再生可能エネルギー設備導入に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）

本市では、地球温暖化対策のさらなる推進を目的として、令和3年3月に「碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を策定し、市民・市内事業者・市が一体となって脱炭素社会の構築に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの地産地消の推進と、市域の温室効果ガス排出量を削減することを目的とし、市及び土地開発公社が保有する遊休地（概要は「(6) 対象遊休地について」に記載）に再生可能エネルギー設備の導入、市内公共施設への再生可能エネルギーの供給を行うための事業提案を募集します。

(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）

再生可能エネルギー設備の導入

(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）

有

(4) 事業期間

提案によります

(5) 提供できる関連資料

遊休地詳細資料

(6) 対象となる遊休地の例

所在：碧南市舟江町1丁目71番1他 公募面積：5,721.59 m²

用途地域：市街化調整区域

(7) その他

事業者は、対象遊休地の貸付（賃借料の設定は提案によります。）を受け、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を導入し、当該設備で発電した電力を電力会社が保有する送配電網を経由して市内の公共施設に有償で供給することとしてください。

テーマ3 市等が所有する遊休地などの有効活用に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）
本市では、市及び土地開発公社が所有する遊休地が多数あり、その中には有効的に活用できていない土地もあります。これらの遊休地を有効活用することで市の歳入の増加や市民サービスの向上などに寄与するような、民間事業者等の柔軟な発想とノウハウを活かした新たな提案を募集することとします。
(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）
ア 遊休地の有効活用による市の歳入増 イ 遊休地を活用したサービスの提供 ※上記は一例であり、その他自由な発想による提案も歓迎します。
(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）
有
(4) 事業期間
提案によります（ただし、5年以内に限る）
(5) 提供できる関連資料
市等所有遊休地一覧
(6) 対象となる遊休地の例
ア（北新川駅前広場事業用跡地） 所在：六軒町5丁目31番他、用途地域：準工業地域、面積2,638.87㎡ イ（亀島織布跡地） 所在：中町4丁目1番1他、用途地域：準工業地域（一部商業地域）、面積4,593.58㎡

テーマ4 学校体育施設の夜間照明点灯作業業務の省人化に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）

本市では、市内小・中学校のグラウンド（野球・サッカー）、テニスコートを市民団体に開放しており、そのうちの4つの中学校では夜間の貸付を行っています。

夜間の貸付に伴う照明の点灯・消灯作業については、点灯員による作業となっており、市はその作業費用を支払っています。しかしながら、点灯員の選任や作業対応の人的負担及び財政面の継続的な作業費用の支出が課題となっているため、本募集では、夜間照明点灯作業の省人化を図ることにより、財政負担の軽減を目的とした有効な提案を広く募集します。

(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）

夜間照明点灯作業の省人化に関する具体的なシステム・方法の提案

※上記は一例であり、その他自由な発想による提案も歓迎します。

(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）

有

(4) 事業期間

原則5年以内

(5) 提供できる関連資料

現行管理体制の概要資料（対象施設の状況、管理費用の状況の推移）

6. 提案の方法

(1) 提出書類

提案の提出には以下の書類を各 1 部ずつご提出ください。

	書類名称	備考
1	碧南市民間提案制度申込書兼誓約書	グループで提案する場合は別紙の提出もしてください。
2	提案書	内容を補足する資料や任意の別添資料があれば併せてご提出ください。
3	提案者に関する基本的事項	グループで提案する場合は、事業者ごとに作成し、まとめてご提出ください。
4	プレゼンテーション資料	形式は自由、提案審査会で使用するものをご提出ください。
5	登記事項証明書	碧南市入札参加資格者名簿に登録されていない場合は 5 から 7 の書類もご提出ください。
6	財務諸表（直近 2 年分）	
7	国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類	

(2) 提出方法

企画政策課宛に郵送（〒447-8601 碧南市松本町 2 8 番地 碧南市役所企画財政部 企画政策課宛）、持参又は電子メール（kikakuka@city.hekinan.lg.jp）にて提出。
ただし、提出書類 5 から 7 については郵送又は持参してください。

(3) 提出期間

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）から令和 8 年 1 月 1 9 日（月）

(4) 事前相談（必須）及び現地見学(任意)

事業提案を検討されている民間事業者は、ガイドライン及び募集要項を確認のうえ、本市と必ず事前相談を行ってください。事前面談の申込は「事前相談申込書」を企画政策課宛に郵送又は電子メールにて提出してください。また、テーマ 2 「市等遊休地への再生可能エネルギー設備導入に関する提案の募集」及びテーマ 3 「市等が所有する遊休地などの有効活用に関する提案の募集」の提案内容の検討に当たり、現地見学

を希望する場合は併せてご相談ください。

(5) 留意事項

ア 質問事項について

本要項の記載内容に関することや提案内容を検討するうえで質問がある場合は、質問書（任意様式）をメールで企画政策課宛に提出してください。

イ 費用負担

提案に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

ウ 提出書類について

(ア) 著作権は提案者に帰属します

(イ) 原則返却しません。

(ウ) 資格の審査及び提案の審査以外で使用せず、第三者に情報を漏らしません。

(エ) 詳細協議の結果、本市と提案者で契約締結が完了した場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

エ 無効事由

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

(ア) 事前面談を実施しなかった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提案者又は提案がガイドラインに定める要件を満たさない場合

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) その他、本市が定める手続きを遵守しない場合

7. 提案の対象、市が提案に期待する効果、提案者の資格を有する者について

提案の対象、市が提案に期待する効果、提案者の資格を有する者は、ガイドラインをご確認ください。

8. 審査について

(1) 資格の審査について

提案者及び提案書類の記載内容がそれぞれガイドラインに記載する「提案の対象」「提案者の資格を有する者」であるかどうか、審査を行います。また、テーマ2「市等遊休地への再生可能エネルギー設備導入に関する提案の募集」及びテーマ3「市等が所有する遊休地などの有効活用に関する提案の募集」においては市有財産利活用推進会議にて提案に関わる遊休地の活用の可否についても審査を実施します。審査の結果、要件を満たすと判断した場合は資格審査結果及び提案審査の日程等を文書及び電子メールで通知します。

(2) 提案の審査について

資格の審査において有効な提案と判断された提案の内容について、本市が設置する審査委員会が提出書類及び提案者によるプレゼンテーションにより、総合的に審査します。

ア プレゼンテーションは令和8年2月下旬を予定しています。ただし予算化を伴う提案等については令和8年3月上旬を予定しています。

イ 発表時間は1案件につき15分程度のプレゼンテーションの後、審査委員会より質疑・応答を行います。

(3) 提案の審査の方法

審査委員会は、有効な提案の中から、次ページの項目についての評価を実施し、協議対象提案として選定します。

ただし、協議対象提案としての選定は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

評価項目	説明
法令適合性、行政責任確保	提案の実現にあたり、法令上の支障はないか。また、提案内容は、公共の利益に適合するものか。
実現性、採算性、安定性	事業手法や、事業工程、事業収支計画は十分実現可能なものか。また、提案者が事業実施者となった場合、事業を継続的、安定的に担うために必要な業務体制を構築できており、事業を実現できる能力や実績を有しているか。
公益性、地域性	市の現状、課題を適切に把握し、社会課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与するか。
財政効率性	業務効率の向上や効果的な事業手法により、市の財政負担の縮減や歳入確保につながるか。
その他	上記のほか提案事業の内容に応じた評価の視点。

(4) 提案審査結果の通知・公表

提案の審査の結果は、文書又は電子メールで通知します。また、本市ホームページ上でも公表します。その際、採用となった提案は、「提案名、提案者名、提案概要」を公表し、不採用となった提案は公表しません。

(5) 異議申し立てについて

審査結果に対する異議は原則申し立てることができません。

9. 詳細協議及び契約の締結について

提案審査において、採用となった場合には、事業化に向けて、市と提案者の間で、さらに対話・調整を行い、詳細について協議します。提案審査の結果、採用となっても詳細協議の過程において、協議不調となり事業化に至らない場合もあります。

事業化に向けた詳細協議が整い、必要な準備が完了し次第、提案者と随意契約を締結し、提案事業を実施します。